



自由なチベットを愛する会
<http://we-love-free-tibet.com>

パンチェン・ラマ 11 世の解放を求める要望書

中華人民共和国駐日本国大使館
駐日本国特命全権大使 崔天凱 殿

1995年5月14日にダライ・ラマ 14世によりパンチェン・ラマ 11世と布告され、中国政府当局により有罪宣告を受け、1995年5月17日に両親と共に連れ去られたゲンドゥン・チューキ・ニマ少年（パンチェン・ラマ 11世）の解放を要望いたします。

わずか6歳の少年を政治犯とする必要は無く、14年にわたり拘束する理由はありません。2009年4月25日、当時6歳で連れ去られた少年は20歳になります。

長期に渡る拘束は、ゲンドゥン・チューキ・ニマ少年（パンチェン・ラマ 11世）の肉体的・精神的な健康と成長を著しく脅かすことも危惧されます。

またこれは国連の定める「児童の権利に関する条約」にも違反しており、中国は「児童の権利に関する条約」の締約国でもあります。

速やかにパンチェン・ラマ 11世（ゲンドゥン・チューキ・ニマ少年）を家族と共に解放し、人権的に配慮の行き届いた生活ができる状況にすることを、本国政府に積極的に働きかけていただけるよう、わたしたちは駐日本国特命全権大使に要望いたします。

氏名		住所	
氏名		住所	
氏名		住所	
氏名		住所	
氏名		住所	